

障がい者活躍推進プラン



令和2年3月

秋田県湯沢市監査委員事務局

1 任命権者

この計画における任命権者 湯沢代表監査委員

2 障がい者活躍推進プラン作成の趣旨

国では、障がい者の職業の安定を図ることを目的として「障害者雇用促進法」を定めています。全ての国民が障がいの有無にかかわらず就業し、同一の職場に長期に定着するだけでなく、障がいの特性や個性に応じた環境のもと、自身の能力を有効に発揮できることが必要とされています。

とりわけ、公務部門における障がい者の活躍は、我が国の政策決定過程への障がい者の参画拡大の観点からも重要であることから、湯沢市監査委員事務局においても、障がい者の積極的な雇用及び働きやすい、働きたい職場を作っていくために本計画を新たに作成します。

3 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

なお、取組状況や社会情勢の変化に応じて、必要な場合は見直しを行います。

4 湯沢市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題

湯沢市における令和元年6月1日現在の障がい者雇用率は2.5%で法定雇用率は達成していますが、当機関は職員数が少なく、障がい者の雇用に関する経験もないため、障がい者雇用についての意識が低い状況にあります。

全ての障がいのある職員が、自身の特性や個性を臆することなく表現し、能力を十分に活用することで組織の一員として活躍していけるように、改めて障がい者の把握を行い、必要とされる体制の整備と取り組みに対する全職員の理解と協力を求めることが必要です。

5 目 標

●定着に関する目標

不本意な離職者を生じさせないため、障がい者の特性に配慮した業務を配分する。

●満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

前年度の調査時より上回ること。

（評価方法）毎年4月時点で在職している障がい者（新規採用を除く。）に対してアンケート調査を実施し必要な改善を行う。調査の内容は状況の変化など必要に応じて見直しのうえ実施する。

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

●組織面

①障害者雇用推進者として監査委員事務局長を選任する。

【障害者雇用推進者】障がい者雇用の促進等の業務を担当する者

②障害者職業生活相談員について選任義務が生じた場合に適正に選任する。

【障害者職業生活相談員】各障がい者の職業生活に関する相談指導を行う者

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に一回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

●職務環境

①市役所本庁舎をはじめ、近年改修等行ったほとんどの施設でバリアフリーの配慮がされているが、それぞれの施設で不足している事柄について、障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。（車いすを利用する職員が勤務する場合の事務室内の動線の確保、トイレの便座や蛇口の利便性、手すりの全面設置など、障がいのある職員に異動があった場合でも、障がいの種類によらず不自由なく行動できるよう、庁舎管理担当者と連携し可能なかぎりの改善を行う。）

②障がいの種類によって感じ方が異なる不自由な点について、障がい者の意見を踏まえ、その都度改善していく。（時間帯による執務室内消灯の見直し、障がいの特性に配慮した事務室内の配置や業務の適切な割り振りなど。）

●働き方

①病気休暇後の職務復帰の際には、通常の勤務への準備段階として試し出勤を活用できるようにするなど可能な限りの配慮をする。

②時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用について促進する。

●キャリア形成

職員はもとより任期付きの会計年度任用職員等について、本人の希望を踏まえ可能な限り研修の受講、資格取得等に必要な支援をする。また持って

いる資格や経験を活かせる業務を配分するなど、能力が最大限発揮できるよう配慮する。

●その他

- ①障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。
- ②日常的に相談できる体制であることを全職員に周知し、障がい者の希望に応じて面談し必要な対処をする。
- ③国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- ④労働関係機関、医療機関、産業医との連携、基幹相談支援センターの活用等により所属する障がい者それぞれの状況に応じた最善の支援を目指す。